

新潟市建設工事総合評価方式試行要領の総合評価点算定基準の改正

(新)	(旧)
<p>新潟市建設工事総合評価方式試行要領の総合評価点算定基準 <u>(平成26年4月1日改正)</u></p>	<p>新潟市建設工事総合評価方式試行要領の総合評価点算定基準 <u>(平成25年4月1日改正)</u></p>
<p>1 総合評価点の算定方法 新潟市建設工事総合評価方式試行要領第15条に定める総合評価点（以下「評価点」という。）は、入札参加者のうち、入札書が無効でない者及び入札価格が予定価格と最低制限価格 <u>と同様に計算した数値</u> の範囲内の者について、次の算式により算定する。 評価点＝価格評価点＋技術評価点（加算方式）</p> <p>2 (略)</p> <p>3 価格評価点の算定方法 (1) 価格評価点は、次の算式により算定する。（小数点以下第3位四捨五入2位止） $\text{価格評価点} = \text{配点} \times \frac{\text{配点基準価格}}{\text{入札価格}}$ (2) 配点基準価格とは、入札参加者が入札した価格の内、制限内（最低制限価格 <u>と同様に計算した数値</u> 以上、予定価格以内）の最低入札価格をいう。</p> <p>4 技術評価点の算定方法 技術評価点は、入札参加者が提出した新潟市建設工事総合評価方式試行要領第8条に定める技術資料（以下「技術資料」という。）により以下の方法で算定する。 (1) 特別簡易型を適用する工事 別表1-1から1-<u>3</u>の評価項目及び評価基準を標準とし、これに基づいて評価した得点の合計とする。 ただし、評価項目や評価基準等は、入札参加要件や工事内容等の難易度・重要度に応じて変更できる。 (2)～(4) (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>8 入札に企業体として参加する場合の評価方法について 入札に企業体として参加する場合は、企業体の出資比率に <u>応じて</u> 企業体の構成員全員を技術評価する</p>	<p>1 総合評価点の算定方法 新潟市建設工事総合評価方式試行要領第15条に定める総合評価点（以下「評価点」という。）は、入札参加者のうち、入札書が無効でない者及び入札価格が予定価格と最低制限価格 _____（追加） _____ の範囲内の者について、次の算式により算定する。 評価点＝価格評価点＋技術評価点（加算方式）</p> <p>2 (略)</p> <p>3 価格評価点の算定方法 (1) 価格評価点は、次の算式により算定する。（小数点以下第3位四捨五入2位止） $\text{価格評価点} = \text{配点} \times \frac{\text{配点基準価格}}{\text{入札価格}}$ (2) 配点基準価格とは、入札参加者が入札した価格の内、制限内（最低制限価格 _____（追加） _____ 以上、予定価格以内）の最低入札価格をいう。</p> <p>4 技術評価点の算定方法 技術評価点は、入札参加者が提出した新潟市建設工事総合評価方式試行要領第8条に定める技術資料（以下「技術資料」という。）により以下の方法で算定する。 (1) 特別簡易型を適用する工事 別表1-1から1-<u>4</u>の評価項目及び評価基準を標準とし、これに基づいて評価した得点の合計とする。 ただし、評価項目や評価基準等は、入札参加要件や工事内容等の難易度・重要度に応じて変更できる。 (2)～(4) (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>8 入札に企業体として参加する場合の評価方法について 入札に企業体として参加する場合は、企業体の出資比率に <u>かかわらず</u> 企業体の構成員全員を技術評価する</p>

(ただし、配置予定技術者の能力の「国家資格」、「同種工事の工事成績」及び「同種・類似工事の施工実績」、並びに地域・社会貢献度の「市内企業の活用」の評価項目を除く。) こととし、評価項目の評価点の算出方法は、評価項目ごとに構成員全員の評価点を算出し、その評価点に各構成員の出資比率を乗じて得た点数の合計 (少数点以下第3位四捨五入2位止) を求めるものとする。

9 工事成績評定の減点

(1) (略)

(2) 技術資料に記載された配置予定技術者 (削除) の内容が、受注者の責により満足できない場合は、工事成績評定点の減点を行う。減点値は、次の算式により算定する。

減点値 = 8点 × (α - γ) / α (小数点以下第1位四捨五入整数止)

α : 落札時の「配置予定技術者の内容」に係る技術評価点

γ : 達成度合いに応じて「配置予定技術者の内容」に係る得点を再計算した技術評価点

※ 8点 : 新潟市工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当

(3) (略)

10 その他

この基準は、平成26年4月1日以降の入札公告に適用する。

(ただし、配置予定技術者の能力の「国家資格」、「同種工事の工事成績」及び「同種・類似工事の施工実績」、並びに地域・社会貢献度の「市内企業の活用」の評価項目を除く。) こととし、評価項目の評価点の算出方法は、評価項目ごとに構成員全員の評価点を算出し、その平均点 (少数点以下第3位四捨五入2位止) を求めるものとする。

9 工事成績評定の減点

(1) (略)

(2) 技術資料に記載された配置予定技術者 及び現場代理人 の内容が、受注者の責により満足できない場合は、工事成績評定点の減点を行う。減点値は、次の算式により算定する。

減点値 = 8点 × (α - γ) / α (小数点以下第1位四捨五入整数止)

α : 落札時の「配置予定技術者の内容」に係る技術評価点

γ : 達成度合いに応じて「配置予定技術者の内容」に係る得点を再計算した技術評価点

※ 8点 : 新潟市工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当

(3) (略)

10 その他

この基準は、平成25年4月1日以降の入札公告に適用する。